

議案第 12 号

大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例の一部改正について

大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 3 年 3 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、愛知県の福祉医療費支給事業事務取扱要領が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例（昭和53年大口町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「児童扶養手当に係る所得の範囲及びその額の計算方法」を「政令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(受給資格者) 第2条 略 2 略 3 前項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による<u>政令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定</u>の例による。	(受給資格者) 第2条 略 2 略 3 前項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による<u>児童扶養手当に係る所得の範囲及びその額の計算方法</u>の例による。